

第5回豊岡市農業委員会総会（定例会）議事録

令和2年7月22日（水）  
（豊岡市役所本庁舎大会議室）  
午後1時30分開会

議事日程

諸報告

- 日程第1 議事録署名委員の指名  
6番 石橋 重利 委員  
7番 栗原 安信 委員
- 日程第2 会期の決定 7月22日 1日間
- 日程第3 報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
- 日程第4 報告第7号 農地等の競売・公売に参加するための買受適格証明書発行者  
に対する農地法第3条許可書の発行について
- 日程第5 第24号議案 農地法第3条の規定による許可申請審議について
- 日程第6 第25号議案 農地法第4条の規定による許可申請審議について
- 日程第7 第26号議案 農地法第5条の規定による許可申請審議について
- 日程第8 第27号議案 農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの  
証明について
- 日程第9 第28号議案 農地法第5条第1項第8号の規定による協議について
- 日程第10 第29号議案 豊岡農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更申請  
に対する意見について
- 日程第11 第30号議案 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第12 第31号議案 農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の設  
定について

出席委員（17名）

- |     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 瀧下 康徳 | 3番  | 平野 薫  |
| 4番  | 宮岡 正則 | 6番  | 石橋 重利 |
| 7番  | 栗原 安信 | 8番  | 上坂 定  |
| 9番  | 井谷 勝彦 | 10番 | 和田 敏明 |
| 11番 | 中島 覚  | 12番 | 西沢 泰裕 |
| 13番 | 大坪 豊  | 14番 | 高尾 利美 |
| 15番 | 大谷 均  | 16番 | 仲川 弘之 |
| 17番 | 原 清美  | 18番 | 村田 憲夫 |
| 19番 | 大原 博幸 |     |       |

欠席委員（2名）

2 番 森 田 強

5 番 平 峰 英 子

事務局出席職員職氏名

事務局長……………丸 谷 祐 二

事務局次長……………上 阪 善 晴

主幹兼係長……………古 谷 明 仁

主査……………西 田 弥

会長挨拶

○議長（大原 博幸） みなさん、こんにちは。蒸し暑い中、今日は定例総会ということでご出席いただきまして、誠にありがとうございます。非常に今年は梅雨が長くて、いつ明けるんだろうと心待ちにしているところでございますけれども、もう少し、来週にならないと明けないのかなと、こんな感じを持っておりますけれども、稲の生育なんかを見ておりますと、私のところのコウノトリ米ですけれども、7月3日ごろ水を落としまして、7月初め雨がよく降るもので乾くかなと思っていたんですけれども、乾くまで置いておけと思って、そしたら最近ちょっと乾いてくるようになりまして、田んぼもちっと締まってきたなどこんな感じでおるところでございますけれども、ただ、葉っぱの色がさめないもので、追い肥が厳しいなど。薄いところだけパラパラとやるぐらいで済ませているんですけれども、そのぐらいになっちゃうのかなとそんな思いでいるところでございます。

さて、みなさん方はこの4月にご就任いただきまして3箇月が過ぎました。みなさんの地域での活動はいかがでございましょうか。少し慣れてきて地域の状況も分かってきたんではないかなとこんなふうに思っております。お陰をもちまして豊岡市農業委員会の活動も非常にスムーズにいております。これもみなさんの活躍のお陰かなというふうに思っているところでございます。まだ残りたくさんありますけれども、がんばっていただいて、この成果がありますようによろしくお願ひしたいと思ひます。今日は総会ということでお手元の資料の案件について議論いただきますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げまして最初のあいさつとさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

諸報告

○議長（大原 博幸） 日程に先だち諸報告をします。

欠席・遅刻等の通告委員を報告します。欠席2番 森田委員、5番 平峰委員。以上、通告を受けております。

行政報告

○議長（大原 博幸） それでは、農業委員会にかかる行政報告をいたします。

行政報告については、別紙のとおりとなっておりますのでご清覧ください。

以上で行政報告を終わります。

○議長（大原 博幸） 続いて行政報告に関する質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいまの出席委員数は17名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただ今から第5回豊岡市農業委員会総会（定例会）を開会いたします。

本日の会議に付した事件は、報告案件2件、許可申請案件18件、証明案件4件、届出書受理案件1件、協議案件3件、合計28件です。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております資料のとおりです。

直ちに日程に入ります。

#### 議事録署名委員の指名

○議長（大原 博幸） 日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、議長より2名を指名します。

6番 石橋重利委員

7番 栗原安信委員

以上の委員にお願いします。

#### 会期の決定

○議長（大原 博幸） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

第5回農業委員会総会（定例会）は、本日1日限りにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。

よって第5回総会（定例会）は、本日7月22日の1日間と決定しました。

#### 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

○議長（大原 博幸） 日程第3、報告第6号「農地法第18条第6項の規定による通知の受理について」を議題とします。

事務局、説明願います。

#### 【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第6号「農地法第18条第6項の規定による通知の受理について」の報告事項を終わります。

農地等の競売・公売に参加するための買受適格証明書発行者に対する農地法第3条許可書の発行について

○議長（大原 博幸） 日程第4、報告第7号「農地等の競売・公売に参加するための買受適格証明書発行者に対する農地法第3条許可書の発行について」を議題とします。

事務局、説明願います。

#### 【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第7号「農地等の競売・公売に参加するための買受適格証明書発行者に対する農地法第3条許可書の発行について」の報告事項を終わります。

第24号議案、農地法第3条の規定による許可申請審議について

○議長（大原 博幸） 付議事項に入ります。日程第5、第24号議案「農地法第3条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

#### 【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。現地調査員を代表して、10番 和田委員、お願いします。

○現地調査員（和田 敏明） 7月13日、事務局2名の方と森田委員と私とで現地調

査をいたしました。内容は報告されたとおりでございます。以上です。

○議長（大原 博幸） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。よって、第24号議案「農地法第3条の規定による許可申請審議について」は原案のとおり可決されました。

許可書を発行します。

第25号議案、農地法第4条の規定による許可申請審議について

○議長（大原 博幸） 日程第6、第25号議案「農地法第4条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

#### 【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

現地調査員を代表して、12番 西沢委員、お願いします。

○現地調査員（西沢 泰裕） 7月14日、私と中島委員、事務局2名、関連部局1名で現地確認を行いました。事務局の説明のとおりで、特段補足説明はございません。以上です。

○議長（大原 博幸） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。よって、第25号議案「農地法第4条の規定による許可申請審議について」は、原案のとおり可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第26号議案、農地法第5条の規定による許可申請審議について

○議長（大原 博幸） 日程第7、第26号議案「農地法第5条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

#### 【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明を必要な案件がありましたらお願いします。

現地調査員を代表して、12番 西沢委員、お願いします。

○現地調査員（西沢 泰裕） 7月14日、私と中島委員、事務局2名、関係部局1名と現地確認を行いました。その中で若干気になるのが申請番号32番なのですが、農振農用地を一時転用ということで残土置場、資材置場と。過去の流れをいろいろ勘案すると、今後きちっと農地として復元できるか注視する必要があるかと思います。以上です。

○議長（大原 博幸） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

18番 村田委員。

○18番（村田 憲夫） 先ほどのお話の中で、実際は残土と資材の撤去はされていました。それはそれでいいんですけども、西沢さんがおっしゃるとおりに、あの土地をこれから農地として復元していかんなん状況の中で、周辺は草が生えており、それから木も結構大きくなっているというような中で、事務局と推進委員の西さんと私とで〇〇さんに会って話をしました。あの農地の上に表土を入れて全体を整地するというので、今回あがっているのは1,174平方メートルですけど、全体で言ったら4,000平方メートル近くありますので、全体に良い畑土を入れて、それからならして、実になるものを植えるとそういう話をしました。ボーリングですから穴を掘る機材も置いてあります。そういうものをみな撤去するというのでおっしゃったんで、これからは農地パトロールにて耕作放棄地になってないか、来年、今年一年ですか様子を見て、もし、できていなければもう1度話をすると。それからなおかつ遊休農地で管理していくというふうにしてい

ただいたらと思いますので、事務局、よろしくお願いします。

○事務局（古谷 明仁） 先ほどの32番の案件ですけれども、誓約書が付いてまして、今後は畑および果樹園として使用しますと。なお、土地の整備等が必要なため、是正については6箇月から1年以内で農地に戻すということで誓約書をいただいています。地元の村田農業委員さん、あるいは西推進委員さん、また事務局の方もよく見て注意していきたいなと考えています。以上です。

○議長（大原 博幸） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。

よって、第26号議案「農地法第5条の規定による許可申請審議について」は原案のとおりすべて可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第27号議案、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について

○議長（大原 博幸） 日程第8、第27号議案「農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について」を議題とします。

事務局、説明願います。

#### 【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件につき追加説明をお願いします。

現地調査員を代表して、10番 和田委員、お願いします。

○現地調査員（和田 敏明） 7月13日、事務局2名と森田委員と私で現地調査をいたしました。現地を見ますと木がだいぶ大きくなっておりまして、地目変更ということで妥当だと思います。以上です。

○議長（大原 博幸） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 異議なしと認めます。

よって、第27号議案「農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について」は、原案のとおりすべて可決されました。

証明書を発行します。

第28号議案、農地法第5条第1項第8号の規定による協議について

○議長 (大原 博幸) 日程第9、第28号議案「農地法第5条第1項第8号の規定による協議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

#### 【事務局説明】

○議長 (大原 博幸) 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件につき追加説明をお願いします。

現地調査員を代表して、12番 西沢委員、お願いします。

○現地調査員 (西沢 泰裕) 7月14日、私と中島委員、事務局2名、関係部局1名で現地確認を行いました。事務局の説明のとおりで特段補足説明はございません。以上です。

○議長 (大原 博幸) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 異議なしと認め、これより採決を行います。



お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大原 博幸) 異議なしと認めます。

よって、第28号議案「農地法第5条第1項第8号の規定による協議について」は、原案のとおり可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時21分)

(再開 午後2時27分)

○議長(大原 博幸) 休憩前に引き続き本会議を再開します。

第29号議案、豊岡農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更申請に対する意見について

○議長(大原 博幸) 日程第10、第29号議案「豊岡農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更申請に対する意見について」を議題とします。

この議案につきましては、農林水産課担当職員に出席説明を求めています。

事務局の提案説明後、担当職員の自己紹介を含め、農用地利用計画の変更内容の説明を求めます。

事務局、説明願います。

○事務局(古谷 明仁) 第29号議案についてご説明いたします。議案書の18ページからお願いいたします。

農業振興地域の整備に関する法律に基づきまして豊岡市において、豊岡農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画が作成されています。今回この計画の変更を予定されておりまして、豊岡市長から当委員会に意見を求められているものでございます。除外変更の案件が2件と用途変更の案件が1件あります。内容につきましては農林水産課の担当の方からお聞き取りをお願いします。

#### 【事務局説明】

○議長(大原 博幸) 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大原 博幸) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。 討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声あり)

○議長 (大原 博幸) 異議なしと認め、 これより採決を行います。

お諮りします。 本案件を、 原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声あり)

○議長 (大原 博幸) 異議なしと認めます。

よって、 第 29 号議案 「豊岡農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更申請に対する意見について」 は、 原案のとおり可決されました。

「農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更申請については、 異議ないものとする。」 旨の意見を付して回答します。

農林水産課の担当職員の方ご苦労さまでした。 退席していただいて結構です。

第 30 号議案、 農用地利用集積計画の決定について

○議長 (大原 博幸) 日程第 11、 第 30 号議案 「農用地利用集積計画の決定について」 を議題とします。

事務局、 説明願います。

#### 【事務局説明】

○議長 (大原 博幸) 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」 の声あり)

○議長 (大原 博幸) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。 討論を省略して、 採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声あり)

○議長 (大原 博幸) 異議なしと認め、 これより採決を行います。

お諮りします。

本案件を、 原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声あり)

○議長 (大原 博幸) 異議なしと認めます。

よって、 第 30 号議案 「農用地利用集積計画の決定について」 は、 原案のとおり可決されました。

「計画書のとおり、 農用地利用集積計画を決定する。」 旨の決定通知書を送付します。

第31号議案、農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の設定について

○議長（大原 博幸） 日程第12、第31号議案「農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の設定について」を議題とします。

事務局、説明願います。

#### 【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件につき追加説明をお願いします。

現地調査員を代表して、10番 和田委員、お願いします。

○現地調査員（和田 敏明） 7月13日に事務局の方2名と森田委員と私とで現地を確認しました。家の近くにちよろっとある畑でしたけれども、そこに入られるということで間違いございません。

○議長（大原 博幸） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。

よって、第31号議案「農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の設定について」は、原案のとおり可決されました。

#### 閉会

○議長（大原 博幸） お諮りします。本会に付議された議事はすべて終了しました。

これをもって、本会議を閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。

よって、本会はこれをもって閉会することに決定しました。

これにて、令和2年度第5回豊岡市農業委員会総会（定例会）を閉会します。

午後2時47分閉会